

平成21年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年11月30日

午前10時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	池田善紀
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	西巻昭男
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	植村俊彦
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	清水建也

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第38号 斑鳩町文化財活用センター条例について
- 日程 8. 議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第40号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第41号 斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第42号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第43号 塵芥収集車（プレスローダー車）購入について
- 日程 13. 議案第44号 資源物収集車（ダンプトラック車）購入について
- 日程 14. 議案第45号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程 15. 議案第46号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程 16. 議案第47号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程 17. 議案第 48 号 平成 21 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 18. 議案第 49 号 平成 21 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 19. 認定第 10 号 町道認定及び路線変更について
- 日程 20. 同意第 11 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 21. 同意第 12 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 22. 同意第 13 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 23. 報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その 1））
- 日程 24. 報告第 17 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 21 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）
- 日程 25. 報告第 18 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その 2））
- 日程 26. 報告第 19 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 21 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 日程 27. 選挙第 1 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程 28. 請願第 1 号 斑鳩南中学校サブグラウンドに設置のトイレの増設及びベンチ更新に関する請願書について
- 日程 29. 請願書の取下げについて
- 日程 30. 陳情第 3 号 携帯電話の電波基地に関する陳情書について
- 追加日程 1. 発議第 5 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前10時00分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。

これより平成21年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成21年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、各事業についても円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げます。

さて、このたび、町長選挙におきましては、皆様の温かいご支援により当選させていただき、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。引き続き7期目の町政を担当させていただくに当たり、その施政方針につきましては、後刻所信表明として詳しく申し上げますが、私は斑鳩町の未来に責任ある町政を行うため、職員共々「生き生きと躍動するまち斑鳩」の実現に向け、初心を忘れず誠心誠意努力する所存でありますので、議員皆様のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

本定例会に提案いたしております斑鳩町文化財活用センター条例についてなど20議案につきまして提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成21年度も下半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、10番、浦野議員、11番、飯高議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から12月17日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成21年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長(浦野圭司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

建設水道常任委員会は、11月13日、全委員出席のもと開催されました。初めに、継続審査案件から審査いたしました。

まず1つ目に、陳情第1号 公共下水道事業に関する陳情書についてを議題とし、この陳情が提出され、9月議会の委員会から今日まで各委員が様々な角度から調査研究された結果について意見をお聞きいたしました。意見としましては、1つに、奈良県下の他の市町村の下水道、受益者負担金、または加入負担金を見てみると、各市町村様々であるが、比較すると、当町の負担金は決して高額ではない。また、一時的に10万円を納入する方が、水道料金に上乗せして負担していくより、結果的に住民にとってよいと思う。

2つとして、下水道工事の入札制度改善について陳情されているが、つい先日も下水道工事において低入札価格落札があり、審査の結果不適切業者となり、その結果、次点業者に契約した経緯もあり、もちろん入札改善は今後進めるべきであるが、安かろう悪かろうでは困るので慎重にしていくべきである等々の意見があり、今後の方針をお聞きしましたところ、12月議会で他の議員の意見も聞いた上で、当委員会として結論を出していくという方向で全員一致いたしました。

次に、同じく継続審査案件で都市基盤整備事業に関することについて、1つ目に公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、下水道事業の進捗状況について報告があり、神南地区、龍田西6丁目地区、龍田2丁目地区、龍田南2丁目及び3丁目地区、興留1丁目地区、興留9丁目地区での事業進捗状況についての説明がありました。これに対して委員より、1つとして、下水道接続工事費用の融資あっせんについて質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者より、いかるがパークウェイの岩瀬橋橋梁工事が11月末にて完了するとの説明がありました。これに対して委員より、国の政権がかわったが、いかるがパークウェイの事業に対する影響について質疑があり、理事者より、今のところ変化については報告を受けていないとの答弁がありました。

また、都市計画道路法隆寺線について、理事者より、国道25号線との取り付け口の地権者との交渉については進展がないとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、理事者より、2号線整備については、地元自治会と協議を行いながら進めている。また、駅南土地地区画整理事業については、組合設立に向けて準備を進められている。5号線については、電柱の地中化事業を計画し関係者と協議していくとの説明がありました。これに対して委員より、1つとして、駅前の駐車場の状況について、また電柱地中化事業の町負担金について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

都市基盤整備事業3案件については、いずれも一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、12月定例議会提出予定議案について、町道認定及び路線変更についてを議題とし、理事者より、町道の認定について、町道認定4路線及び路線変更2路線の説明がありました。これに対して特段の質疑はありませんでした。

次に、各課報告事項として、1つとして、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について報告があり、理事者より、歳入において、県支出金、衛生費県補助金、地球環境保全対策費等補助金として1,700万円を、また商工費県補助金、緊急雇用創出事業補助金として435万6,000円を増額予定している。歳出では、総務費で臨時職員の雇用として544万3,000円を、商工費で法隆寺iセンターの省エネ電

球への取りかえと空調設備充実費として1,700万円等々の予算増額を予定している。また、人事院勧告に伴う人件費及び各特別会計への人件費分繰出については、現在積算中にて、12月議会には報告出来るとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について報告があり、理事者より、補正については、人事院勧告及び職員共済組合負担利率の改変に伴う人件費の補正及びそれらに伴う一般会計繰入金の補正をするものであるが、その金額については、現在、精査中であるとの説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

次に、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について報告があり、理事者より、補正については人事院勧告に伴う補正であるとの説明がありました。これに対して若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、斑鳩町産業フェスティバルの開催について報告があり、理事者より、11月29日に中央公民館にて開催する。開催内容については、各産業共催のバザーや農産物品評会・即売会、また演芸大会、そば打ち大会等例年どおりとり行うとの説明がありました。

最後に、その他の事項で、理事者より、農地の休耕田の有効利用として、農業委員会を中心に斑鳩そばを栽培してきたが、このたび斑鳩町の特産物として「中宮寺門前そば」として販売を進めていくとの説明がありました。

以上が建設水道常任委員会の審査内容の概要です。詳細につきましては、会議録をご参照いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る11月20日、金曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、概要の報告をいたします。

まず初めに、1、継続審査案件のその1といたしまして、陳情第2号 請願書についてを議題といたしました。本件につきましては、携帯電話の基地設置については、電波法という上位法があり、国に申請、国の許認可という中で、町レベルの条例がつかれるかどうかは非常に難しいという状況もあり、全国的にもこういった例がなかなかないと

ということで、調査研究に時間を要するが、議会としては出来る限りのことをしていくということにしていました。兵庫県川西市の行った例があり、この調査に委員会として取り組みたかったのですが、相手との調整がかなわず、事務者レベルでの調査協力をしていただけたということだったので、国に提出された意見書、事業者に出された要請書などの経緯や内容について、委員会終了後勉強会をするということといたしました。

委員より、町内に設置されている電波基地についてと行政の事業者への働きかけについての質疑があり、総務省のホームページで、8月末現在で町内に無線の基地局は26基地で、そのうち電話通信業務用の基地局は22基地であると公表されていると答弁されています。また、事業者と行政、事業者と当該自治会でこれまでに何か動きや進展があったのかなどの質疑がありましたが、これらについては特になかったとのことでした。

以上で、1番目は終わりました。

2つ目といたしまして、今回から新たに継続審査案件となりました「環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて」を議題といたしました。新人の議員さんもいらっしゃるので、これまでの経緯なども少し丁寧に説明をしていただくようにしました。

担当課長より、斑鳩町のごみ減量化・資源化状況について、ごみ処理の歴史、これまでの対策、今後の計画など総合的に資料に基づいて詳細な説明を受けましたが、資料も出ていますので、ここでは内容については省略させていただきます。

委員より、1つとして、剪定枝葉、刈り草の堆肥化処理事業の県の姿勢について、2つとして、委託している事業の今後の展望について、3つとして、住民の意識の格差についてなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

以上のように、報告を受け、一定の審査をし、終わりました。

次に、2つ目といたしまして、12月定例会の付議予定議案についてあらかじめ説明を受けました。

その1として、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、またこれと関連する各課報告事項の4番目に挙げております斑鳩町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、あわせて説明を受けました。新たな施策として、子どもの医療費の助成を中学生まで拡大し平成22年4月1日の診療分から適用するというもので、必要な条例改正が行われ、それに伴う規則の改正を行うというものです。これにつきましては、特段の質疑はありませんでした。

2つ目として、塵芥収集車（プレスローダー車）購入についてと、3つ目の資源物収集車（ダンプトラック車）購入につきましては、一括で説明を受けました。予定価格が700万円を超えることから議会の議決が必要となることと、11月16日に入札を行った結果に伴い、仮契約、本契約の流れについて説明がされました。これに対して委員より、これまで使用している車種と今回落札の車種についての確認をされるなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、3つ目といたしまして、各課報告事項について順次報告を受けました。

その1、斑鳩町幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付要綱について、要旨に基づき報告を受けました。委員より、住民への周知と共に自転車を販売しているところにも周知すべきであるが、その対策について、また安全運転の講習についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされています。

2つ目としまして、保育士の採用試験の実施についてを議題といたしました。最近3年間の退職と採用について、現在の正職員と臨時職員の人数について、育児休暇をとっている職員の状況などの報告と募集の内容が示されましたが、特段の質疑、意見はありませんでした。

3つ目といたしまして、子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止についてですが、準備途中である平成21年10月15日付で厚生労働省から執行停止の通知がありましたので、町においても支給を停止するという報告がされました。委員より、支給するという周知をし、今度はやめるという周知をするのにどのように行うのか。また、一部の自治体では単独でやるところもあると聞いているが、もし斑鳩町がやるとしたら幾らぐらいかかるのかななどの質疑があり、一定の答弁がされています。

4つ目は、さきの条例の時に申し上げましたとおり、さきに行っておりますので省きます。

5つ目といたしまして、新型インフルエンザについてと、6つ目には斑鳩町新型インフルエンザワクチン接種費用助成金交付要綱についてですが、一連の流れもあり、一括で報告を受けることにいたしました。斑鳩町新型インフルエンザ連絡会議の開催、発生状況、学級閉鎖などの状況の報告がされ、ワクチン接種スケジュールと優先接種、また集団接種の優先的取り扱いなどの報告と、それに合わせた斑鳩町の取り組み、接種への公費助成について報告を受けました。

委員より、住民からの問い合わせの内容について、優先接種、公費助成などわかりやすく広報することについて、また国産のワクチン使用について、町が単独で必要となる金額について、迅速な取り組みについてなどの質疑や意見があり、それぞれ一定の答弁がなされております。

報告の7つ目といたしまして、斑鳩町b型インフルエンザ菌（ヒブワクチン）接種費用助成金交付要綱については、このワクチン接種が平成20年12月より日本国内で接種可能となっており、特に小さい子どもさんの重症化という問題があることから、ワクチン接種に対して、平成22年4月1日より助成をするという報告を受けました。

委員より、1つとして、県内の市町村の助成の状況について、2つとして、町民や医療機関への周知についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

8番目といたしましては、斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱について、これにつきましても要旨に基づいて報告を受けました。委員より、対象を70歳以上にした理由について、また全国、県内の助成状況について、また保険等の適用がある場合というのは具体的にどういう状況を指すのかなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされています。

9番目といたしまして、生き生きプラザ斑鳩の運営状況について報告を受けました。まず、9月と10月の利用状況についての報告がされ、利用状況の表が資料として出ておりますので、数字については省略をさせていただきます。また、斑鳩町総合保健福祉会館運営会議については、委員の任期が11月末で終わることから、開館後軌道に乗ってきたことでもあり、終了することとし、今後も関係者や利用者からのご意見をお聞きしながらよりよい運営をしていくとの報告がありましたが、委員より特段の質疑はありませんでした。

10番目といたしまして、年末年始のごみ処理業務について、収集車によるごみの収集について、ごみの持ち込みについて、警備員の配置について、ごみの特別焼却と地元自治会への協力依頼について、それらの住民への周知について報告を受けましたが、これについても特段の質疑はありませんでした。

11番目といたしまして、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、厚生常任委員会所管に係る内容について資料に基づいて説明を受けました。特に人件費については、国家公務員の給与改定が臨時国会で審議中で、当町職員の給与改定もそれに準じて行うこと、また共済組合負担率の改正が行われることから、現在積算中であり、

当日は確定した数字を出せない状況であるとのことでしたが、委員より特段の質疑、意見はありませんでした。

12番目といたしましては、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これについては人件費補正のみであるが、先ほどの一般会計と同様金額が確定していないという説明を受けましたが、特に質疑はありませんでした。

13番目といたしまして、平成21年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これも人件費補正のみで先ほどと同様の説明をされていますが、特に質疑はありませんでした。

14番目の議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）、15番目の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）につきましては、同一事故に係る案件で一括議題といたしました。これについては、以前に報告を受けていたごみ収集車による家の塀の破損についての修理代が確定したもので、その金額について予算を補正したとの報告でしたが、特段の質疑、意見はありませんでした。

また、その他の報告といたしまして、福祉課の方から、ふれあい交流センターいきいきの里の浴室タイルの工事について報告がされております。11月16日から11月30日までを休館とし、男女の浴室の床タイルの張りかえをしているという報告がされました。それに対しまして委員より、入浴料が入館料に変わってしばらくたつが、利用者の増減や、問題の解決となっているのかどうか。また、月曜休館となっているが、祝日の場合休館日を変える考え方はないかなどについての質疑、意見があり、一定の答弁がされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

4番目に、その他について議題といたしました。これにつきましては、委員会としての提案を1つ行政の方にさせていただいております。

厚生常任委員会では、今回、視察に行かせていただき、色々な取り組みを勉強することが出来ました。特に滋賀県長浜市では、ごみ有料化に伴い、自宅で介護をしておられるお年寄りのいらっしゃる家庭、乳幼児のいらっしゃる家庭について、おむつの専用袋を配布して無料で回収するという取り組みをしているということでした。

視察終了後、委員みんなで話し合いをさせていただいた中で、子育て支援、自宅介護の支援として、この取り組みは当町でもぜひ実現していきたい、ぜひやってもらいたい

という委員の総意となりましたので、今回の委員会で町の方に、委員会の総意として提案をさせていただきました。これに対しまして、職員からもこの件については聞いており、今後、十分に検討をし、方向が見えてきたら委員会に諮っていきたいというふうに答弁をされています。

そのほかに、その他について委員皆さんにお尋ねをいたしましたが、委員の方からはそのほかにはございませんでした。

以上が閉会中に開催をいたしました委員会の概要ですが、報告事項も大変多くございましたので、かなり割愛をしております。詳細につきましては、会議録に整理をいたしておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 閉会中における総務常任委員会の活動及び審査内容についてご報告いたします。

去る10月26日、27日の両日、兵庫県豊岡市並びに朝来市において先進地視察を実施いたしました。今回は、中長期的な観点から、豊岡市の平成16年の台風23号による水害時の反省点及びその後の防災、減災への取り組みについて、また短期的には、豊岡市の但馬国府・国分寺館並びに朝来市の古代あさご館の運営、展示等のソフト面の視察を行いました。後日、視察内容について勉強会を開催し、委員会として、斑鳩町文化財活用センター運営に生かしていただくよう2項目の提言をさせていただいております。視察の詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと思います。

次に、11月18日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いました。なお、審議に入ります前に、現在建築中の活用センターの現地調査を行い、担当課より、現場にて、現在までの改修を終えた展示棟や新築管理棟の各箇所の説明を受けました。

帰庁後、継続審査案件から順次説明、報告を受けました。11月2日、3日の2日間、史跡藤ノ木古墳石室特別公開を開催し、約1,550名の見学者があったこと。史跡中宮寺跡整備については、現調査区での建物等の確認は出来ていないこと。また、この継

続審査に関係します12月定例会の付議予定議案のうち、斑鳩町文化財活用センター条例について及び各課報告事項の斑鳩町文化財活用センター条例施行規則についてと、斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則についても、あわせて一括して報告説明を受けました。

まず、付議予定であります斑鳩町文化財活用センター条例についてであります。本条例案は13条からなり、付則として平成22年3月20日からの施行、そして本文第12条にある運営委員会の報酬及び費用弁償について関係条例への追加の改正がうたわれてあり、理事者より各条項ごとに説明がなされました。

続きまして、斑鳩町文化財活用センター条例施行規則案及び斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則案の各条項ごとの説明もなされました。この各条項ごとの説明内容につきましては、23項目にもなるため、省略させていただきます。

委員より、条例案第1条の目的の内容について、同じく第5条のセンター長、その他必要な職員についての町の考え方について、同じく第9条の行為の禁止の第6項飲食、喫煙の場所について、同じく第12条の運営委員会の所属について、また補欠委員の残任期間について、そして施行規則第2条の開館時間の変更範囲について、同じく施行規則第3条の休館日及び振替休館日の運用について、同じく第4条の資料貸し出し後の破損や紛失についてなど質疑があり、理事者よりそれぞれにおいて答弁がなされましたが、特に条例案第9条の6項飲食及び喫煙に関する事、並びに条例案第12条の運営委員会の委嘱に関して及び施行規則案第3条の休館日の運用に関しては、文言等について整理をするとのことでありました。

次に、12月定例会の付議予定議案についてであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。これは、現在国会で審議中である国の法律改正に準じ、町長及び副町長の本則における6月期、12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.15月、0.1月引き下げる改正を行うものであり、本年11月30日までに交付されている必要があるため、12月定例会初日に審議及び議決してほしいとのことでした。委員より、現状の金額と引き下げ額の質問がありました。

続きまして、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。これは、人事院の勧告内容を尊重した斑鳩町の給与条例等の改正であり、1つとして、給料表の改定で、平均改定率はマイナス0.17%、職務の級が低いほど引き下

げ率は低く、級が高いほど引き下げ率は高くなっている。引き下げ額は、200円から1,200円であること。

2つとして、本年12月に支給する一般職の職員の期末手当は0.1月引き下げの1.5月に、勤勉手当は0.05月引き下げの0.7月とすること。再任用職員については、期末手当は0.05月引き下げの0.8月に、勤勉手当は0.05月引き下げの0.35月とすること。

3つとして、平成21年4月から11月までの月齢級及び6月期の期末・勤勉手当の公差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整すること。

4つとして、職員の1カ月60時間を超える平日の時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を、現行100分の125から100分の150に、その勤務が午後10時から午前5時までの場合は、現行100分の150から100分の175にそれぞれ引き上げる。なお、支給割合の引き上げ分にかえて、勤務を要しない日、または時間の代替休を指定出来るシステムを導入している。また、これらは、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3つの条例改正が必要であるが、それぞれ個別の改正ではなく一つの改正条例とするとのことであり、施行期間は、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設については平成22年4月1日としているが、給料表の改定、期末・勤勉手当の引き下げ、年間給与での引き下げ分の調整については本年12月1日からとしているため、定例会初日に審議及び決議をしていただきたいとのことでした。委員より、組合の考え方についての質問がありました。

次に、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。これは、消防法の一部改正により、条項が3条追加になったための整理を行う改正であるとのことでした。

続きまして、町立小学校のデジタルテレビ・ブルーレイディスクレコーダーの購入についてと、町立学校等の教員用のパーソナルコンピュータの購入についてと、町立中学校の教育用パーソナルコンピュータの購入について一括して説明があり、学校情報通信技術環境整備事業及び地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し整備を進めており、それぞれの物品予定価格が700万円を超える購入と予想される。12月7日に入札執行の準備を行っている。12月定例会最終日に提案する予定であるが、開会中の当委員会には、入札結果の報告をしたいとのことでありました。

以上が付議予定議案の説明であります。

次に、各課報告事項であります。

議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、一括して報告を受けました。これは、職員のボランティア清掃中、草刈り機がはねた小石が通行中の車の窓ガラスを直撃し破損させた。修理代として3万135円で10月1日に示談が成立した。この額の決定により補正を行うものであるとの報告でした。

続きまして、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、当委員会所管に係る項目の説明がなされました。委員より若干の質疑がなされています。

次に、定額給付金の給付状況について。本年4月1日受け付け開始から10月1日受け付け終了まで、給付対象世帯1万805件のうち1万698件の受け付けがあり、10月28日すべての給付が完了した。給付総額は、4億3,342万4,000円であったとの報告でした。

次に、職員採用試験の実施について。平成22年4月1日採用の職員採用試験として、1次試験を平成22年1月17日、2次試験を2月中旬に予定していること。一般事務職若干名、一般事務職の別枠採用として、身体障害の方1名、また保育士若干名の採用予定であること。募集方法は、12月号の広報と町ホームページで行うことの報告がありました。

以上が各課報告事項の概要であります。

次に、その他として、委員より、9月議会で補正を組んだ公用車の購入について、入札を行うことの確認がなされました。

以上が、閉会中における当委員会の活動及び審査事項の概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。15番、木田委員長。

○予算決算常任委員長（木田守彦君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告をさせ

ていただきます。

閉会中の去る11月24日、全委員出席のもと委員会を開催し、第5回定例会に付議予定の5議案及び初日に報告を受ける4案件について理事者の説明を受けた後に、予備審査として各委員の質疑を受け、理事者側の答弁を得ております。

それでは、まず初めに、議案第45号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、歳入歳出予算の総額に1,231万3,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ78億3,935万1,000円とするものである。

主たるものとして、国の平成21年度第1次補正予算に実施が予算化されておりました子育て応援特別手当について執行が停止されたことから、一部の執行済みの事務費等を除いた3,064万1,000円の減額補正であり、法隆寺iセンターの空調設備の更新及び省エネ電灯の導入について、1,700万円の地域環境保全対策費として100%の補助が受けられるとのことによる増額補正であり、また新型インフルエンザワクチンの接種により、低所得者の方の負担軽減を図るために助成制度が創設されたことによる追加補正として1,353万8,000円の増額補正であり、また全額国費による全国瞬時警報システムの整備費として443万8,000円の追加補正であり、また幼児2人同乗用自転車購入費助成事業の実施による100万円の追加補正であります。

また、公園費では、緊急対応すべき公園遊具の修繕や修繕を実施される各自治会への助成として、当初予定を上回りますことから、151万2,000円の増額と、私立学校振興費として、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数の増による所要額として130万5,000円の増額であります。

また、予備費では、今回の補正に要する財源として2,938万4,000円を充当しておりますとの説明を受け、本補正予算では、本年の人事院勧告による給与条例の改正等に伴う人件費の補正でそれぞれの費目に計上されておりますとの説明を受けた後に答弁に移りました。

委員より、人事院勧告について職員組合との話し合いについて総務委員会での答弁との差異について聞かせていただきたいとの質疑について、去る11月11日の組合との話し合いで、以前よりの要望であります15分間の勤務時間の短縮については、現下の情勢では難しいとの答弁に対し、組合としては容認出来ないとのことであったとの報告があり、これが理事者と組合との交渉の事実であると思われるとの質問者の理解の答弁があり、一定の審議を行ったということで終わりました。

議案第46号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これについては、人事院勧告による給与条例の改正等及び職員の時間外勤務手当に係る人件費であるとの説明を受け質疑を受けました。特段の質疑もなく、一定の説明を受けたということで終わりました。

議案第47号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、人事院勧告による給与条例の改正による人件費の減額によるものとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、説明を受けたということで終わりました。

議案第48号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。人事院勧告による給与条例の改正等に伴う人件費で、23万8,000円の減額との報告を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、説明を受けたということで終わりました。

議案第49号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、当予算についても、人事院勧告による給与条例の改正等に伴う補正であり、9万3,000円の減額補正ではありますが、総額を変えずに予備費で調整するとの説明があり、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、説明を受けたということで終わりました。

次に、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））について、平成21年7月11日、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道において、草刈り作業を町職員が行っていたところ、草刈り機のはねた小石が県道を走行していた車の窓ガラスを直撃し破損させたことに対する損害賠償の額の決定について、平成21年10月1日付で専決処分を行ったとの報告を受け、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。さきの報告第16号 損害賠償の額の決定により専決処分させていただいたことによる損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであるとの報告で、歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加したとの報告であります。

この件に対する質疑としては、ボランティア活動による清掃については、草刈り機は使っておらない。職員についても使わないが、普段使用されている方についてはその限りではないとのことで、効率の面では大きな差異が生じるのではないのか、職員も使いたれていただければよいのではないかとの意見もあり、他方、草刈り機による切断等の事故に対する補償について心配しているとの意見がありました。

報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））であります。平成21年6月24日、神南3丁目20番28号、大道氏宅前道路において、ごみ収集車が大道氏宅の塀に接触し破損させたことに対する損害賠償の額の決定について、平成21年10月14日に専決処分を行ったとの報告であります。

報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと支払いであり、歳入歳出それぞれ8万1,000円を増額するとの報告でありました。

この件について委員より、当日の乗車人員、バックする時の後方確認や職員に対する安全運転等の指導、講習について答弁を求められ、それぞれについてマニュアルを徹底して安全運転に努めるとの答弁をいただきました。

閉会中開催いたしました委員会での内容であります。詳細な内容については、会議録に記しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で予算決算常任委員長報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

これより町長の施政方針を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日は、町長選挙後初の町議会ということで、私の町政に対する所信を申し上げまして、議員各位ならびに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

私は、去る10月18日執行の町長選挙によりまして、議会をはじめ、住民の皆様、関係各位皆様の温かいご支援とご厚情を賜り、当選を果たすことができましたことに改めて深く感謝を申し上げます。

引き続き、町政を担うことになり、今までの6期目とは違う喜びとともに、これからの7期目を想うとき、その職責の重大さを痛感しております。

私は、住民皆様の幸せのため、皆様にお約束した公約の一つひとつに丁寧に取り組み、「安全・安心」の住民にやさしいまちづくりを基本に、「生き生きと躍動する町・斑鳩」の実現に向け、これからの4年間で信念と情熱、行動力をもって、初心を忘れず誠心誠意努力する所存であります。

議員皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、わが国の経済は、昨年の秋以降の世界的な金融危機に端を発した世界同時不況によりまして、急激な景気の悪化を迎え、その影響がまだまだ続いており、完全失業率や有効求人倍率はやや改善されたものの、企業の倒産やリストラなどによる失業者は増えており、このまま改善に向かうかどうかは予断を許さない、依然として厳しい状況であります。

また、これからの日本には、世界のどこの国でもかつて経験したことがないほどの超少子化、高齢化社会が待ち受けています。少子化は、社会経済の持続可能性を根底からゆるがしかねないことから、この流れを少しでもくい止めることが重要であります。

さらに、8月に行われた衆議院議員選挙により政権交代が行われ、政府はマニフェストの実施のために予算の無駄を排除する「事業仕分け」による、事業の見直しを実施しており、町政においても影響が出てくると予想されます。

こうしたなかで、私たち地方自治体にも新しい発想、仕組みのもとで、この時代の転換期に対し、柔軟かつ迅速に対応しうる新しい自治体運営が強く求められており、今後とも、斑鳩町の新しい生活文化と古くからの歴史・伝統文化が融合した特性を活かしながら、21世紀にふさわしいまちづくりを進めることが私に課せられた責務であると考えております。

また、住民皆様の町政に対する意識や価値観が大きく転換・変容してきている現在では、行政の経営の「能力」や行政サービスの「質」を問われる時代を迎えており、今まで以上に町が持つ特性を活かした、魅力的なまちづくりを進めることが必要とされています。私は、私たちのふるさと「斑鳩」をどこよりも魅力のある、そして「住むことを誇りに思えるまち」に築きあげ、未来に引き継いでいくため、斑鳩町の発展に全力を尽くしてまいります。

それでは、住民の皆様が安全・安心して暮らせるまち、「生き生きと躍動する町・斑鳩」を実現するために、具体的に取り組む7つの柱を説明いたします。

第1の柱「安心の子育て・教育のまちづくり」についてであります。

まず、安心の子育てについてであります。昨今では、核家族化等による子育ての孤立化や育児情報の氾濫等により、出産や子育てに対しての不安や負担感を持つ保護者が増加しています。同時に、共働き家庭やひとり親家庭も増加するとともに、個人のライフスタイルや就労形態も大きく変化しており、それぞれのニーズに応じた子育て支援が

求められています。そのため、多様な子育て支援サービスの提供や地域における支援体制の整備など、誰もが子どもを安心して産み、楽しく子育てができるまちづくりが必要であります。

具体的な取組みといたしましては、平成16年度に策定した「斑鳩町次世代育成支援行動計画」を、現在の社会情勢や住民のニーズの変化などに的確に対応した計画となるよう見直しを行い、地域が子育てに夢を持ち、本町の未来を担う子どもたちが、豊かな歴史文化や美しい自然環境を背景に、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりを進めてまいります。

また、全国的に児童虐待が年々増加し、その被害も深刻化の一途をたどるなか、今年度に設置しました「斑鳩町要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関と連携を密にしながら、要保護児童の早期発見、早期支援に努めてまいります。

次に、保健事業では、昨年度に策定した安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン（斑鳩町母子保健計画）に基づきまして、引き続き、妊娠期・産褥期・育児期・思春期のそれぞれのライフステージに応じた事業を実施することにより、子育て支援の拡充に取り組んでまいります。

次に、本格的な流行期に入っている新型インフルエンザ対策についてであります。

感染者の拡大が懸念されるなか、11月中旬から妊婦や基礎疾患を有する方々への「ワクチン接種」が開始され、その後順次、幼児、小学生、中学生への接種が予定されております。

特に、1歳から14歳までの小児に感染が多く見られ、県内の入院患者の9割を占めていることから、本町では、国が定める低所得者助成事業の対象者に加え、妊婦や中学生までの子どもに対するワクチン接種費用の全額を公費で負担することにより、予防接種を受けやすい体制をつくり、今後迎えるであろう第二のピークをできる限り抑制してまいりたいと考えております。

また、罹患すると発育障害などの後遺症が心配される細菌性髄膜炎への対策といたしましては、インフルエンザ菌b型による感染を予防するため、5歳未満の乳幼児を対象にヒブワクチン予防接種費用の助成制度を新設いたしますとともに、妊婦一般健康診査の助成につきましても、これまでどおり15回分の助成を継続することとし、母子の健康維持に一層努めてまいります。

次に、医療費助成では、現在行っている乳幼児の入通院と小学生の入院に対する助成

につきましても、中学生まで拡大し、義務教育を終えるまでの間、健康保険適用後の一部負担金を無料にまいります。

また、平成21年7月から幼児2人同乗用自転車が条件付で許可されたことから、その購入費用の助成制度を新設し、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもと保護者の交通安全の確保を図り、子どもを安心して産み育てられる環境を整えてまいります。

次に、教育のまちづくりについてであります。

教育環境の大きな転換期を迎えるなか、教育基本法改正等で示された新しい教育理念を踏まえ、本町の子どもたちが未来への夢や希望を大きくふくらませながら成長できるよう、子どもたちの生きる力を育み、健やかな身体の育成をめざすとともに、子どもたちが自ら学び、自ら考える力など、確かな学力や豊かな人間性を高めるため、きめ細やかな教育を着実に進めてまいります。

具体的な取組みといたしましては、町立小学校の1年生から3年生までと中学校1年生を対象に「30人学級」を導入いたします。

そのために、町費講師を確保するとともに、従来から実施している幼稚園・小学校・中学校の特別支援教育や教科指導の充実のために必要な町費講師の増員を行い、教育の充実を図ってまいります。

また、教育環境の整備につきましては、子どもの安全・安心を図るため、本年の9月定例会でお願いしました地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用し、斑鳩小学校本館東棟校舎、西小学校本館東棟校舎及び斑鳩中学校北館西棟校舎・体育館の耐震補強工事に取り組んでまいります。

さらに、本町が独自で進めている小・中連携教育を充実させ、国際理解の充実や道徳教育など「知・徳・体」のバランスのとれた人格形成に取り組んでまいります。

今後も、教育は後退させず、将来を担う斑鳩町の子どもたちが生き生きと健康でたくましく育つための施策を積極的に取り入れてまいります。

次に、第2の柱「健康と福祉のまちづくり」についてであります。

まず、健康づくりにつきましては、本格的な少子高齢化社会を迎え、すべての住民が生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むこと、また、住み慣れた地域社会で自立した生活を営めるよう、誰もが健康と福祉を考え、参加し、質の高いサービスを受けられる、健康とゆとりある福祉のまちづくりをめざしてまいります。

そのためには、保健・医療・福祉のネットワークによる地域社会づくりの推進が必要でありますことから、昨年9月に開館しました「生き生きプラザ斑鳩」を拠点施設として、子どもから高齢者、障害の有無を問わず多くの方々が集い、共に心身の健康や地域福祉、介護などについて考え、安心して暮らせるまちづくりについて語り合える場として、機能の充実を図ってまいります。

次に、健康管理と感染症予防のため、毎年流行している季節性のインフルエンザから高齢者を守り、感染しても重症化や合併症併発による死亡の危険性を抑えるため、高齢者のインフルエンザ予防接種の無料実施を継続してまいります。

また、高齢者の死亡率が高い肺炎の原因菌、「肺炎球菌」への感染を予防するため、70歳以上の方に対して、「肺炎球菌ワクチン」の接種費用の一部を助成する制度を新設いたします。

さらに、生活習慣病のひとつである「がん」の定期的な検診、受診の推奨や「特定健康診査・特定保健指導」の実施など、生活習慣病の予防のための支援を継続してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「生涯スポーツ」時代の到来に伴いまして、多様なスポーツレクリエーション活動の充実・振興が求められております。

また、地域においては、住民同士の連携と協調を高め、よりよい地域社会を構築する上で、スポーツの果す役割は、極めて大きいものがあります。

このことから、住民の皆様一人ひとりが、各自のライフスタイルに合わせてスポーツ活動を行う「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、活動の場や活動の機会、情報の提供を今後さらに充実させるとともに、スポーツ組織・団体への支援及び相互の連携強化を推進するなど、人的・物的条件を整備し、住民皆様の健康・体力づくりに大きく貢献できるよう努めてまいります。

次に、福祉の充実についてであります。

急速な少子高齢化や核家族化が進むなか、価値観や生活様式の多様化などにより、地域や家庭でのつながりが希薄化し、ひきこもりや虐待、経済状況による生活不安、高齢者や障害者の孤立化、子育て環境などの新たな社会問題が顕在化しております。

これらの問題を解決するためには、個人、家庭、地域での自助、共助による安心して暮らせる地域社会を築き、高齢者や障害者の自立、社会参加の積極的な支援を図ってい

く必要があります。

このことから、住民が共に支えあい、住み慣れた地域や家庭で、誰もが健康で将来にも安心してらせるまちづくりを引き続き進めてまいります。

具体的な取組みといたしましては、高齢者が社会や地域とのつながりを維持しながら、様々な活動を通じて生きがいづくりや自己実現を図ることができるように、趣味や教養、スポーツ、ボランティア活動、就労など、高齢者の豊富な経験を活かし社会の担い手として活動できる機会と場の提供に努め、高齢者の社会参加が促進されるよう取り組んでまいります。

また、障害を持つ人も地域の一員として、共に社会参加できるように、地域活動支援センターなどの福祉的就労環境の充実や、スポーツレクリエーション活動の推進を図ってまいります。

次に、第3の柱「環境と景観のまちづくり」についてであります。

まず、環境についてであります。

異常気象をはじめ地球温暖化に起因すると思われる様々な環境問題が顕著となるなか、様々な形で私たち自身の暮らしに影響を及ぼしており、このような喫緊の課題に対し、行政とともに住民や事業者の方々などが課題を共有し、行動することが重要でありますことから、これまでの環境問題への対策に加え、新たな施策展開を実施し、環境負荷の少ない持続可能な町の実現をめざしてまいります。

具体的な取組みといたしまして、環境問題に取り組む住民団体とともに、事業者の皆様と「レジ袋削減等に関する環境協定」を締結してまいります。

同時に、住民の皆様にも全町的な取組みとして、レジ袋の削減とマイバッグの持参を呼びかけることで、環境協定の締結にご協力いただいた事業者を支援してまいります。

また、地球温暖化の防止や循環型社会の形成を図るため、「バイオマスタウン構想」を実現してまいります。

この「バイオマスタウン構想」は、バイオマス資源を総合的に利活用するシステムをめざすもので、バイオディーゼル燃料の活用を充実させていくほか、これまで焼却していた家庭から発生する少量の剪定枝葉、刈草につきましても、分別収集に移行し、堆肥化を図ってまいります。

また、平成21年度からモデル事業として実施している「生ごみ分別収集、堆肥化処理」につきましても、今後、4年間で生ごみの30%以上を堆肥化するなど、バイオマ

スの利活用の充実に努めてまいります。

次に、景観の保全についてであります。

先人のたゆまない努力によって守り、育まれてきた歴史的風土や自然環境がおりなす風景や景観は斑鳩固有の財産であり、後世に引き継いでいくことが我々に課せられた責務であります。

本町では、これまでも「古都保存法」や「風致地区条例」に基づく規制誘導はもとより、斑鳩らしい風景、景観の残る地域において、電線類の地中化や三塔周辺ではコスモスによる景観作物栽培にも積極的に取り組み、斑鳩固有の歴史的景観や自然景観が融合した風景、景観の保全に努めてまいりました。

こうしたなかにあって、平成16年から「景観法」が施行され、自治体が景観行政を進めるための法整備がなされてきたところであり、今日におきましては全国の各自治体において、景観法に基づいた景観施策が講じられております。

奈良県におきましては、奈良県景観計画が本年5月に策定されまして、11月1日から「奈良県景観条例」が全面施行され、その運用が始まったところであります。

この県の景観計画においても、世界遺産法隆寺へのアクセス道路の沿道景観を保全するために重点景観形成区域に指定されています。

本町といたしましても、斑鳩町の個性豊かな固有の美しい景観が住む人々の心と生活を豊かにし、国内はもとより世界各地から斑鳩を訪れる人々に感動と共感を提供できるよう、斑鳩らしい良好な景観を守り、育み、活用できるよう努めてまいります。

具体的な取り組みといたしまして、「斑鳩町景観計画・景観条例」の策定に向けて、現在、準備作業を進めているところでありまして、平成23年秋頃を目途に「景観計画、景観条例」の運用を図れるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、第4の柱「文化遺産の保存と活用のまちづくり」であります。

本町は、わが国の歴史を語る上で重要な藤ノ木古墳や法隆寺などに代表される数多くの文化遺産を有したまちであります。これら先人が残した文化遺産の保存を図り、未来へ受け継いでいくことは私たちの責務であります。

また、これらの文化遺産の活用が求められており、昨年の5月以降、計4回の藤ノ木古墳の石室特別公開を実施したところ、全国から大勢の方々に訪問をいただいたところであります。

現在、斑鳩の歴史文化の調査・研究及び情報発信の拠点として、平成22年3月の開

館に向け、（仮称）斑鳩町文化財活用センターを整備しているところであります。

また、当施設のオープン記念として、わがまちの誇りである藤ノ木古墳から出土した世界でもっとも優美であると評されている「金銅装透彫鞍金具」をはじめとする馬具を中心に「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」を開催してまいります。あのすばらしい馬具を、地元の斑鳩で展示することにより、住民の多くの方に見学していただき、斑鳩の文化財のすばらしさを再認識していただくことは、郷土愛へつながるいい機会となると考えております。

また、その他の展示につきましても、季節ごとにテーマを変えた企画展を実施する計画をしており、この（仮称）斑鳩町文化財活用センターへ何度も足を運んでもらえるような施設となるように努めてまいります。

次に、聖徳太子ゆかりの古代寺院であり、これまでに史跡指定や史跡地の公有化を進めてまいりました史跡中宮寺跡についてであります。

現在、整備に伴う発掘調査として、塔基壇等を中心に伽藍の調査を実施しており、藤ノ木古墳同様、貴重な文化財の保存を図るとともに、歴史学習の場としてだけでなく、住民皆様をはじめ訪れる方々の憩いの場となる史跡公園としての整備を進めてまいります。

次に、第5の柱「安全と安心のまちづくり」であります。

まず、住宅の耐震化についてであります。

昨今、東南海・南海地震等大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、こうした大規模な地震に備えた建築物の耐震化は、本町といたしましても喫緊の課題であります。

特に、住宅・建築物の倒壊による被害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、住宅の耐震化は重要な課題のひとつであることから、住宅の耐震化補強工事に対する助成制度を新設してまいります。

次に、浸水対策についてであります。

近年の地球温暖化等を原因とする集中豪雨の発生により、低地や適切な排水断面が確保できない地域では、浸水被害の発生が懸念されることから、早急な対応が必要であります。

このことから、断面不足による排水不良等の状況について調査を行い、水路の排水施設や貯留施設についての整備方法の検討を行い、本来有する機能を適正に発揮するよう適切な維持補修や機能改善を行ってまいります。

次に、災害時の要援護者の方々への支援体制についてであります。

国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」などに基づき、災害時に支援を必要とする障害者や高齢者の方々の把握に努め、要援護者一人ひとりの「避難支援プラン」を作成してまいりますとともに、消防、警察等の防災関係機関や自治会長、民生委員等の地域の支援者等と情報の共有化を図り、自助、共助、公助による総合的な要援護者の支援体制の整備を行ってまいります。

また、災害発生時における被害の軽減、混乱の防止と被災者の復旧・復興に向けた支援がスムーズに行えるよう、避難所の管理や被災者の支援、仮設住宅管理等の一元的な管理が行える「被災者支援システム」の導入を図ってまいります。

次に、第6の柱「快適で住みよいまちづくり」であります。

まず、道路整備についてであります。道路は住民の暮らしと密接にかかわる最も身近な都市基盤であるとともに、災害発生時には防災空間として緊急避難路、緊急輸送路、あるいは防火帯になるなど、道路はさまざまな役割を果たすものであります。

こうしたことから、まちづくりの基盤であるいかるがパークウェイにつきましては、国との連携を更に強化して、その整備の促進を図ってまいります。

また、都市計画道路法隆寺線につきましても整備予定区間の大部分が完成し、生活道路としての一定の機能を果たしているところであります。また、国道25号との接続部において早期にいかるがパークウェイとのネットワークの形成を図れるよう尚一層努力してまいります。

さらに、生活道路につきましても、安全で安心、快適な道路環境の整備に向けまして、現在、継続的に事業を進めている路線の整備を行ってまいります。また、いかるがパークウェイ及び都市計画道路法隆寺線の事業に伴う取付け道路等整備により、生活道路の新設・改良を進めてまいります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。

駅南口におきましての、駅前の広場整備や駅へのメインアクセスとなる道路の整備については、関係者の皆様のご意見等を賜りながら、当地区の市街地のあり方について十分検討を行いながら進めてまいります。

また、新家地区で計画されている土地区画整理事業とも密接に関連していますことから、地元のご意見を尊重しながら、観光や交通拠点として本町の玄関口であるJR法隆寺駅周辺整備につきましても、引き続き計画的に進めてまいります。

次に、公共下水道の整備についてであります。

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目標に整備を進めており、同時にその制度や仕組み、必要性についての啓発に努めることで、住民の皆様のご理解とご協力を賜わってまいりました。その結果、本年10月末におきまして、事業認可区域245ヘクタールの内、約145ヘクタールの整備を完了し、1,874件、約5,600人の皆様にご利用いただいております。

また、未整備区域からの問い合わせや要望も多くいただいていることから、平成22年度には事業認可区域の見直し作業を行うことで、より効率的に整備が図れるよう創意工夫をしながら、整備区域の拡大及び接続率の向上をめざすとともに、健全な下水道経営に努めてまいります。

次に、第7の柱「健全な財政運営と町民主役のまちづくり」についてであります。

まず、健全な財政運営では、当町の財政状況を表します4つの健全化判断比率は、平成20年度決算では早期健全化団体となる基準を大きく下回り、一般会計及び特別会計などを合わせた連結決算の実質収支も黒字となっていることから、当町の財政状況は他の市町村と比較しましても問題なく健全な財政運営となっています。

しかしながら、国民健康保険事業特別会計では、実質収支で5億6千万円の赤字でありますことから支援等の対策は必要ですが、今後も積極的な行財政改革などに取り組み、財政の健全化を推進し、一般会計及び連結決算の黒字決算の維持に努めてまいります。

世界的不況・少子高齢化・人口減少社会への時代の転換期のなかで、地方分権改革による収入の減少、少子高齢化による財政負担の増加と年々財政は困窮化する状況であります。さらに、先にも述べましたとおり、政権交代により先が見えない状況であります。地方交付税や国庫補助金等の見直しがされるなか、自主財源の確保に努めながら収支のバランスのとれた財政構造を考えると、町債への依存の縮減を念頭に、限られた財源を事業の選択と重点化を行うことで、効率的な配分による的確な財政運営を行ってまいります。

次に、町民主役のまちづくりについてありますが、住民満足度の高い行政サービスの実現と開かれた町政を進めるため、行政サービスに対する住民皆様の声を十分にお聞きし、その声を町政に活かしていかなければならないと考えており、住民の皆様への積極的な情報提供や私をはじめ職員が地域に出向いて説明を行うことにより、行政と住民との相互理解と信頼感を高めることで、住民参加のまちづくりの推進を引き続き積極的

に行い、住民・行政協働によるまちづくりに取り組んでまいります。また、町広報紙や町ホームページの充実を図り、積極的な行政情報の提供に努め、開かれた行政の推進を図ってまいります。

以上、町政運営の基本方針と具体策について申し述べさせていただきました。これから、ますます自治体には創意と工夫が求められるなかで、聖徳太子が国づくりの礎を築かれたこの斑鳩の地で、住民の皆様とともに築きあげてきた「愛すべき ふるさと 斑鳩」を責任をもって未来に引き継ぐため、職員とともに創意工夫を凝らしながら、「勇気とやる気」をもって諸施策の推進に積極的に取り組み、「生き生きと躍動する町・斑鳩」の実現に全力を尽くす決意であります。議員各位、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中西和夫君） 次に、日程 7、議案第 38 号 斑鳩町文化財活用センター条例について、日程 8、議案第 39 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 9、議案第 40 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程 10、議案第 41 号 斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 11、議案第 42 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程 12、議案第 43 号 塵芥収集車（プレスローダー車）購入について、日程 13、議案第 44 号 資源物収集車（ダンプトラック車）購入について、日程 14、議案第 45 号 平成 21 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について、日程 15、議案第 46 号 平成 21 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 16、議案第 47 号 平成 21 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 17、議案第 48 号 平成 21 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 18、議案第 49 号 平成 21 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程 19、認定第 10 号 町道認定及び路線変更について、日程 20、同意第 11 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程 21、同意第 12 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、日程 22、同意第 13 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について同意を求めることについて、日程 23、報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その 1））、日程 24、報告第 17 号 議会

の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、日程25、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））、日程26、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、日程27、選挙第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、日程28、請願第1号 斑鳩南中学校サブグラウンドに設置のトイレの増設及びベンチ更新に関する請願書について、日程29、請願書の取下げについて、日程30、陳情第3号 携帯電話の電波基地に関する陳情書について、以上24議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました20議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方や、現在の状況等のご説明を申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。

現在、稲葉車瀬区間の一部では、道路改良工事が行われており、順調に進捗しております。未契約となっていた事業用地1件につきましても取得されたことから、当該区間における用地取得は全てが完了されたところであります。

また、本年7月から現場着手された「いかるがパークウェイ岩瀬橋上部工事」につきましても、今回発注の工事範囲は11月末をもって竣工する予定となっております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。

駅北口の5号線におきまして、本年度で予定していた路線東側の2件の用地買収は完了し、他の地権者につきましても、来年度において、用地のご協力をいただけるよう対応を進めております。

また、路線西側の地権者に対しましても、事業の進捗状況等のご報告をさせていただいており、来年度における建物等調査へのご協力をお願いし、いずれもご理解をいただいているところであります。

次に、駅南口の2号線については、7月に関係自治会を対象に開催した計画概要の説明会後、道路、駅前広場整備計画に影響を及ぼすと思われる地権者を対象に、計画についてのご意見を個別にお伺いしてきたところであります。

当地区は、駅に近いという立地条件にも恵まれており、また、土地利用形態も多様であることから、さまざまなご意見、ご要望等を賜っているところであります。

本町といたしましては、道路や駅前広場の整備計画を具体化するにあたっては、当地区の市街地整備のあり方についても、十分な検討が必要であると考えているところであります。

今後も引き続き、関係者の皆様のご意見等を賜りながら、計画についてのご理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、新家地区で計画されている土地区画整理事業についてであります。

現在、組合設立のための準備委員会結成に向けて、関係権利者の参画同意の取りまとめや計画概要等の整理、事業を進めるための業務代行方式の導入も検討されており、代行者の選定等についても調整されているところであります。

町といたしましても、当該土地区画整理事業は、2号線や駅前広場整備計画といった駅南口周辺の基盤整備とも密接に関連した事業であることから、今後も地元のご意向を尊重しながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

当施設の整備工事につきましては、順調に進めており、現在の進捗率は約92%であります。

本館である展示棟の改修工事では、展示室における原寸大の石棺や展示ケースの設置を終え、現在、図書コーナーの設置工事、原寸大の石室図を再現する通路の工事を進めております。

一方、特別収蔵庫や事務室のある管理棟新築工事につきましても、ほぼ建築工事を終え、外壁や駐車場等の外構工事を行っているところであります。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、工事の状況につきましては、神南地区におきまして、平成19年度から継続事業として取り組んでおりました幹線管渠築造工事が完了いたしました。

面整備工事につきましては、昨年度の繰越工事を含め、龍田西6丁目地内で進めておりました工事が完了し、本年10月30日に供用開始をいたしております。

また、本年度に予定しております工事につきましては全て発注を終え、年度内の完成に向けて順調に進めているところであります。

次に、本年度の接続の状況につきましては、10月末現在で173件の申請を受け付

けており、累計では1,874件となり、順調に公共下水道への接続が進んでおります。今後も接続の促進に向けて啓発に努めてまいります。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

既に、本格的な流行期に入り感染が拡大しており、国内におきましては、11月に入り、1週間当たりの感染者数は約153万人となり、死亡者数は、これまでに50人を超えております。特に若年層での感染が広がっており、入院や重症患者も14歳までが多く、これから冬を迎え、さらに感染者が増大することが懸念されております。

本町の幼稚園、小中学校におきましても、9月には2クラスであった学級閉鎖が、10月には26クラス、学年閉鎖が4学年となり、さらに、保育園や学童保育室においても感染が拡大しているところであります。

本町といたしましては、国が定める低所得者助成事業の対象者に加え、若年層や妊婦等に対する接種費用の助成を行うことにより、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

なお、国が求めている、新型インフルエンザの1歳から小学校3年生までの小児への接種時期の前倒しにつきましては、県及び町医師会との連携のもと、出来るだけ早い時期に集団接種ができるよう調整を行ってまいりましたところ、町医師会のご協力により、12月4日から保健センターにおきまして実施することといたしました。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第38号 斑鳩町文化財活用センター条例についてであります。

斑鳩の歴史文化の調査・研究及び情報発信の拠点として、また、本町の文化財の行政窓口としての機能を兼ね備えた施設として、平成22年3月の開館に向け、現在、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの建設を進めているところであり、当施設の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例についてであります。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案が10月27日に閣議決定がされ、この改正に準じて、本町の特別職の職員で常勤のものの6月期及び12月期の期末手当の支給率を、6月期で0.15月、12月期で0.10月、合計0.25月分を引き下げる改正を行うものであります。

次に、議案第40号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成21年8月の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法案が10月27日に閣議決定がされ、本町職員の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、基本給で平均0.17%の引下げ、6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当の支給率を、6月期で0.20月、12月期で0.15月、合計0.35月分を引下げ、また、平成21年4月から11月までの月例給及び、6月期の期末手当・勤勉手当に係る民間との較差相当分の額を、12月期の期末手当で減額調整を行う等の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

子育てに伴う経済的な負担を軽減し、安心して子育てできるまちづくりを一層推進するため、現在、小学校就学前の乳幼児の医療費及び、小学生の入院に係る医療費の自己負担分に対して行っている助成を、中学生までの入院及び通院に係る医療費の自己負担分の助成まで拡大するものであります。

次に、議案第42号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

消防法の一部を改正する法律が平成21年10月30日から施行されたことにより、改正前の消防法の条項を引用している条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号、議案第44号につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、物品の購入について、予定価格が700万円を超えることから、当議会におきまして、購入についての議決後、本契約を締結しようとするものであります。

議案第43号 塵芥収集車（プレスローダー車）購入についてであります。

塵芥収集車の計画的な更新を図り、収集業務の効率化と維持管理費用の縮減を図るため、可燃ごみ、不燃ごみの収集に使用いたしますプレスローダー車、2台を購入しようとするものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札によることといたしまして、11月16日

に入札を行い、その結果、仮契約を締結したものであります。

契約の相手方は、いすゞ自動車株式会社奈良事業本部 事業本部長藤井敏IVで、契約金額は、1,123万5千円であります。

次に、議案第44号 資源物収集車（ダンプトラック車）購入についてであります。

資源物収集車の計画的な更新を図り、収集業務の効率化と維持管理費用の縮減を図るため、生ごみやビン・カンなどの資源物の収集に使用いたしますダンプトラック車、2台を購入しようとするものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札によることといたしまして、11月16日に入札を行い、その結果、仮契約を締結したものであります。

契約の相手方は、いすゞ自動車株式会社奈良事業本部 事業本部長藤井敏IVで、契約金額は、770万7千円であります。

次に、議案第45号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億3,935万1千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず、歳入予算の補正では、第14款国庫支出金のうち、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金では、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回ることから、その国庫負担相当額211万9千円の増額補正を行うものであります。

続きまして、第2項 国庫補助金のうち、第1目 民生費国庫補助金では、国の平成21年度第1次補正予算により実施が予算化されておりました、子育て応援特別手当について、既に報道等で報じられておりますとおり、その執行が停止されましたことから、一部執行済みの事務費等を除いた、3,064万1千円の減額補正を行うものであります。

また、第4目 教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回ったことから、その国庫補助相当額、43万5千円の増額補正を行うものであります。

次に、第15款 県支出金のうち、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金では、先ほどの国庫負担金と同様の理由により、児童手当に係る84万7千円の増額補正を行うものであります。

続きまして、第2項 県補助金、第2目 衛生費県補助金では、法隆寺iセンターの空調設備の更新及び省エネ電灯の導入について、国の平成21年度第1次補正予算により実施されることとなった、地域環境保全対策費等補助金の要望を行ったところ、採択されましたことから、1,700万円の追加補正をお願いするものであります。

なお、補助率は100%であります。

また、新型インフルエンザワクチンの接種が開始されているところでありますが、低所得者の方の経済負担軽減を目的として、助成制度が創設されましたことから、1,353万8千円の追加補正を行うものであります。

続きまして、第4目 商工費県補助金では、要望しておりました奈良県緊急雇用創出事業について、交付決定がされましたことから、435万6千円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、第8目 総務費県補助金では、国の平成21年度第1次補正予算により、全額国費により全国瞬時警報システムが整備されることとなりましたことから、443万8千円の追加補正を行うものであります。

次に、第17款 寄附金では、教育費寄附金で、ふるさと納税及び町立図書館メモリアルブックの寄附により、14万6千円の増額補正、総務費寄附金で3万円の追加補正、福祉費寄附金で2万5千円の増額補正、都市計画費寄附金で2万円の増額補正をそれぞれ行うものであります。

続きまして、歳出の主な内容についてであります。

本補正予算では、本年の人事院勧告による給与条例の改正等に伴う人件費の補正を、それぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、説明させていただきます。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、臨時職員賃金等で544万3千円の増額補正、また、全国瞬時警報システムを整備いたしますことから、その所要額443万8千円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、第3目 財政管理費では、ふるさと納税の増により、そのお礼の当面の対応として4万5千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、第6目 企画費では、文化振興基金への積立を行いますことから、3万円の追加補正を行うものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費のうち、第1目 社会福祉総務費では、

国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、国保職員給与費等繰出金で43万1千円の増額補正をお願いしております。

また、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました5千円について、増額補正を行うものであります。

なお、福祉費寄附金のうち2万円については、児童福祉の充実及び健康づくりの推進に充当を希望されておりますことから、児童福祉費及び衛生費の健康増進事業費に充当してまいります。

続きまして、第10目 介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、職員給与費繰出金23万8千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第2項 児童福祉費のうち、第1目 児童福祉総務費では、幼児2人同乗用自転車購入費助成事業を実施することから、100万円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、第2目 児童手当費では、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回ることから、381万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第5目 子育て応援特別手当支給事業費では、その執行を停止いたしましたことから、3,064万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 感染症予防費では、新型インフルエンザワクチンの接種助成について、歳入で申しあげました低所得者向け助成事業を実施するとともに、妊婦・1歳未満児の保護者・1歳から中学生までの子どもについては、その所得状況にかかわらず、町独自で助成を行いますことから、その所要額3,637万7千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費、第6目 法隆寺iセンター管理費では、法隆寺iセンターの空調設備の更新及び省エネ電灯の導入を実施することから、その所要額1,700万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金2万1千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第4目 公園費では、緊急に対応すべき公園遊具の修繕並びに、修繕を実施される自治会への助成について、当初の見込みを上回りますことから、その所要額

151万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費のうち、第1項 教育総務費、第3目 私立学校振興費では、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が、当初見込みを上回りましたことから、その所要額130万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、第5項 社会教育費、第4目 文化財保存費では、教育費寄附金としていただいたご寄附について、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金へ積立を行いますことから、13万円の増額補正をお願いするものであります。

また、教育費寄附金のうち1万円については、埋蔵文化財の発掘調査に充当を希望されておりますことから、文化財保護費に充当してまいります。

続きまして、第6目 図書館管理運営費では、町立図書館メモリアルブックの寄附をいただきましたことから、図書購入費6千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、2,938万4千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万1千円を増額し、歳入歳出それぞれ33億9,073万2千円とするものであります。

人事院勧告による給与条例の改正等及び、職員の時間外勤務手当に係る人件費で、43万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第47号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ13億5,313万5千円とするものであります。

人事院勧告による給与条例の改正等に伴う人件費で、2万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第48号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ23万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ15億6,521万1千円とするものであります。

人事院勧告による給与条例の改正等に伴う人件費で、23万8千円の減額補正をお願

いするものであります。

次に、議案第49号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

人事院勧告による給与条例の改正等に伴う補正をお願いするものであります。

その内容といたしましては、収益的支出において、9万3千円の減額補正であります。が、総額を換えずに予備費で調整するものであります。

次に、認定第10号 町道認定及び路線変更についてであります。

開発道路の帰属による2路線と、未登記整理事業による2路線、合計4路線の認定及び道路新設改良事業による1路線と、開発道路の帰属による1路線、合計2路線の延伸に伴う路線変更をお願いするものであります。

次に、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の中永良孝氏の任期が、平成21年12月22日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第12号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の太田信楨氏の辞任に伴う後任委員として、向平Ⅲ氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第13号 斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の太田信楨氏の辞任に伴う後任委員として、向平Ⅲ氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））であります。

平成21年7月11日、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道において、草刈作業を町職員が行っていたところ、草刈機の跳ねた小石が、県道を走行していた車両の助手席後部の窓ガラスを直撃し、破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月1日付けで専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

本議案は、先の報告第16号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,695万7千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月1日付けで専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））であります。

平成21年6月24日、斑鳩町神南3丁目12番28号大道氏宅前道路において、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、大道氏宅の塀に接触し、破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月14日付けで専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

本議案は、先の報告第18号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,703万8千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月14日付けで専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、町長から総括提案説明を受けましたので、日程8、議案第39号、日程9、議案第40号、日程20、同意第11号、日程21、同意第12号、日程22、同意第13号、日程23、報告第16号、日程24、報告第17号、日程25、報告第18号、日程26、報告第19号を除く町長提案の11議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第38号 斑鳩町文化財活用センター条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) これにつきましては、私も条例も見させていただいたり、そしてまたこの間に町民さんから、建物を建てて、やっぱりその建物をほんとに生かせるのかどうかということについて、生き生きプラザの件も、それからこの件も、最近話題に上がっておったので、いよいよこういうふうに条例が上がってきた、実際運営について非常に気になる場所であるということをもまず言わせていただきながら、先ほどの提案説明にもありましたけれども、行政の機能を持った形ということもおっしゃって、センター長を置くということも言われてますが、果たして、イメージがちょっとわいてこないんですけれども、ここの文化財活用センターというのは、職員の配置なり担当される課、課というんですか、なり、どんなふうな体制をとろうということでの条例が出てきているのかというのが、余りはっきりわからないものですから、その辺のところをちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思うんですが。

○議長(中西和夫君) 栗本教育長。

○教育長(栗本裕美君) まず、職員の関係でございませけれども、今、生涯学習課におります技師2人をそこに持っていきたいというふうに考えております。そして、センター長の方については、今、展示棟を建設いたしました。そうした中で、やはり貴重な文

化財を他町村、あるいは他市から借り入れてくるという事業も今後出てくるかというふうに思っています。そうした時に、今日までの藤ノ木古墳で、色々全国の色々な方々から評価、評価といいますか関心を持っていただいている建物でございますので、センター長としてそれなりの人をそこに配置していきたいというふうに考えております。

そして、行政機能といいますのも、当然、文化財行政があるわけでございますので、そうしたものについては、今も担当がやっておりますような仕事をそこでやっていくということでございます。当然、この施設につきましては、生涯学習課の担当ということでございますので、そちらの方が担当しながら運営をすると、あるいはセンター長と協議しながら進めていくということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 文化財行政の窓口ということでやっていただく、生涯学習課であるということなんですけれどもね、センター長というのは常駐しておられる状況になるのか、それと管理職という形で考えたら、どう考えるのか。管理職を置くのか置かないのか、また常駐しているという状況がどうなのか。技師さん2人で、今でもかなり忙しく、ほんとに現場、現場で現場へ出られてますのでね、ここのセンターに常駐するという形になかなかならない、技師さんにしたってならないんだろうというふうには思うんですが、でも規則で開館時間とか休館日も定められている状況を見ると、これは常駐している職員がおらなあかんねんというふうに私は認識してるんですが、その辺についてはどのようなお考え方になるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 職員については、もちろん休館日を除いて全館毎日開館するというところでございますし、今も中宮寺跡等の調査をいたしておりますので、そうした調査、あるいはまた臨時的にそういう調査の依頼が来るかもわかりません。そういった意味で、若干のそういった臨時的な職員の配置ということも考えていく必要があるだろうというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） センター長につきましてはそれなりにとおっしゃってましたけれども、この方については常駐という考え方ではないんでしょうか。それと、管理職というのは、生涯学習課長、もしくは生涯学習課課長補佐などがここの管理というふうを考えて、管理職としてここへも出向いていくというような想定でいいのかどうか、

確認をしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） センター長は常駐は考えておりません。月に何回かという考え方をいたしております。特にそうした文化財、遺物、国宝等の展示方法とか、あるいは借り入れる場合の手続の方法とか、どういうものがあるのか、そうした特に、そうした専門的な知識を持っておられる方をお願いしてアドバイスを受けていくというようなことでございます。

館の運営そのものについては、生涯学習課長が担当して館の運営をさせていただくということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） せっかく建てた建物ですし、色々な問題の時に、この建物も引き合いに出されて、ハコモノをつくってどうのこうのというような言い方をされたりしておりました。私は、生き生きプラザも含めてそうなるのはならない、やはり建てたものを十分に生かして活用していく、まさしく活用センターという名前どおり、この施設が十分に、町内だけではなく町外の皆様方にも使っていただく、喜んでいただける施設となっていくような、ほんとにすばらしい施設を目指して、それらの体制などについても十分ご検討をいただきたいということでお願いしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第39号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、議案書の朗読をいたします。

議案第39号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、改正内容につきまして、最後のページの要旨で概要説明をさせていただきます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、10月27日に閣議決定をされました。その後、11月26日には衆議院で可決され、本日参議院で可決されたところでございます。

この改正に準じて、当町の町長及び副町長の6月期の期末手当の支給月数を1.60月から1.45月に0.15月引き下げ、12月期の期末手当の支給月数を1.75月から1.65月に0.1月引き下げる改正を行うものであります。

なお、本年6月期の期末手当におきまして0.15月分を暫定的に引き下げる改正を付則で行っておりますが、今回の改正で6月期と12月期の期末手当を本則で引き下げる改正を行うことといたしております。

このたびの条例の一部改正につきましては、12月期の期末手当の支給基準日であります平成21年12月1日の前日の11月30日までに交付されている必要がございますので、議長はじめ議員皆様のご配慮により本日にご審議をいただいているところでございます。

なお、条例本文及び新旧対象表につきましてのご説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で原案どおり議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。議案第39号について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号については、原案どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたしました。

続いて日程9、議案第40号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第40号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、まず議案書を朗読をいたします。

議案第40号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

国家公務員の給与に関する人事院勧告が去る8月11日に行われ、10月27日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおり実施する旨の閣議決定がされ、11月26日には衆議院で可決され、本日参議院で可決されました。

当町におきましても、従来から給与表などは人事院の勧告内容を尊重し準拠してきておりますことから、当町の給与条例等につきましてもこれに準拠した改正を行いたいと考えております。

その改正内容につきまして、最後のページの要旨で概要説明をさせていただきます。

まず、1点目は、給料表の改定でございます。町職員の平均改定率はマイナスの0.17%で、職務の給与が低いほど引き下げ率は低く、職務の給与が高いほど引き下げ率は高くなっております。引き下げ額は、200円から1,200円となっております。

次に、2点目は、本年12月に支給いたします期末・勤勉手当の月数でございますが、一般職の職員の期末手当につきましては、現行の1.6月が1.5月に0.1月の引き下げ、勤勉手当につきましては、現行の0.75月が0.7月に0.05月の引き下げ、合計で0.15月の引き下げとなっております。

次に、再任用職員の期末手当につきましては、現行の0.85月が0.80月に0.05月の引き下げ、勤勉手当につきましては、現行の0.40月が0.35月に0.05月の引き下げ、合計で0.1月の引き下げとなっております。

なお、人事院勧告では、一般職の期末・勤勉手当の引き下げを0.35月としておりますが、本年6月期の期末・勤勉手当を暫定的に引き下げた0.2月分については、今回の勧告の引き下げ分に充当することといたしております。

再任用職員の期末・勤勉手当も同様でございます。

次に、3点目は、年間給与での引き下げ分の調整でございます。年間給与で見て、公務員と民間との均衡が図られるように、平成21年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当に係ります格差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整を行います。

次に、4点目であります。時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設でございます。職員の1カ月60時間を超える平日の時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を現行の100分の125から100分の150に、その勤務が午後10時から午前5時までの場合は、現行100分の150から100分の175にそれぞれ引き上げることといたしております。

なお、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分にかえて、勤務を要しない日または時間の代替休を指定することが出来る仕組みを導入いたしております。

これらの条例の一部改正につきましては、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3つの条例改正が必要となりますが、それぞれ個別の改正ではなく一つの改正条例としてまとめて改正を行っております。

このたびの条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります本年12月1日の前日の11月30日までに公布されている必要がございますので、議長はじめ議員皆様のご配慮によりまして本日ご審議をいただいているところでございます。

施行時期につきましては、給料表の改定、期末・勤勉手当の引き下げ、年間給与での引き下げ分の調整については本年12月1日から、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設につきましては、平成22年4月1日からといたしております。

なお、人事院勧告では、自宅に係ります住居手当を廃止するとされておりますが、奈良県の人事委員会の勧告等を勘案する中で、廃止は見送ることといたしております。

条例の一部改正の本文と新旧対象表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で原案どおり議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、議案第40号について質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この一般職の職員に関する給与条例の改正について、さきの総務委員会等でも一定聞かせていただきましたが、今回、人事院勧告に基づいて行うということですが、委員会の中でもお答えをいただいておりますが、私、この職員の給与条例を改正する際に、やはり注目して重要となる問題は、組合との合意が図られているかということに重点を置いて審査をしておりますことから、今回、組合との合意が得られていないという状況について、町の方はどのように考えているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今回の改定につきましても、総務委員会等で、また予算委員会でもご説明をさせていただきましたように、組合と協議はいたしております。その中で、町職員の給料、ボーナスを民間レベルに引き下げることについては、一定の理解は示していただいております。

また、その中で、以前からの要望がございました職員の勤務時間の15分の短縮でございますけれども、今回の改正とあわせて実施してほしいという組合の要求がございました。しかしながら、現在の国全体の社会経済情勢を見る中で、住民サービスの低下やコストアップになることについては、15分の勤務時間の短縮につきましては、実施は、今のところ実施は出来ないと伝えているところでございます。

その中で、組合と合意出来てないのに改正するんかということでもありますけれども、以前にもございました。といいますのは、以前の勧告でも、給与または期末手当のカット

がございまして、4月にさかのぼって遡及することがございました。この時も相当な金額、今以上の金額でございました。この時については、組合は最後まで、当然、全国的に自治労傘下はすべて合意はしないということでございますけども、町といたしましては、やはり国、県に準じ、また国の人勧に準じて議案を上程させていただきました経緯がございます。その中で、本会議場で可決いただいたという経緯がございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 最終的には議会の議決に諮るという形になるかと思うんですが、もちろん職員の皆さんの自身の給与にかかわることについて、職員組合の意向を最大限に尊重をしていただいて、やはり合意を図っていただく、協議の方は2回していただいているということですが、その姿勢というのが非常に必要だと思います。

今回、得られなかったことについて、今、総務部長答弁していただきましたが、組合との合意のことについて町長はどういうふうにお考えになるのか、そのことについてもご意見をお聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 組合とは真摯に話をしながら、やはり国の人事院の勧告等についてはやっぱりこれに従っていく。先ほど部長が申したように、今の時間の短縮等については、いましばらくは辛抱してほしいということで、最初の5月ぐらいの要望事項の時にも十分申し上げておりますし、そういうことについては組合側も了解をしておられるということでございますから、やはりそれは合わないこともございますし、また政権が変わったわけですから、そういう点についてもこれからどう進化するのか、そこらのことを十分見守っていかなかったら、今までは組合等が、非常にそういう点では色んなご意見等を申されてきたわけですけども、そこをやっぱり、昨今は大分変わってきたと思うんです。大阪府でも、やはり職員の給与を、やっぱりそれは何%かカットしてくれというたら、妥協せざるを得ない、やっぱりそういう環境になってきたと私は思ってますし、やっぱり十分そういう皆さん方、民間の方々の職場、雇用関係等も考えていく中で、公務員のあり方というものも十分考えていかなかったら、今後については非常に難しいんじゃないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長の方も情勢的に難しいという認識を示しておられますけども、今、町長の答弁の中で2点ほど気になったんですが、1つは、組合はこれは理解を

しているというふうに町長おっしゃいましたけども、15分短縮が実施されないのであれば理解は出来ないというふうに言っているので、ちょっとその辺は訂正をしておきたいと思うんですが、あと、15分短縮をすることについて、いましばらく我慢をしてほしいと、今、町長はおっしゃいましたが、今すぐにはできなくても今後実施をしていくという考え方があるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、私は5月にそういう話をさせていただいたわけですから、色々の実態を見ますと、三郷、平群、安堵でも5時15分ということでございますから、やはり近い時期にそういうことも踏まえて検討する時期だと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、そのことも組合にも言っているということですので、実施に向けてどうするのかという話は、今後、人事院勧告を受けての改正が終わった後になるかもしれませんが、ぜひそのことについては詰めていただきたいというふうに思います。

あともう1点、職員の給料を改正するに当たりまして、先ほど部長の方からも、前回にも同じようなケースがあったというふうに答弁がありました。さかのぼっての減給をすることについて、以前から議会の方でも、不利益を遡及するという考え方については問題があるのではないかという指摘をさせていただいてきましたけれども、それについてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 前回の時にも同じようなご質問がございました、以前の数年前の改定で。この時にも、ある政党とある政党については断固反対すると、遡及については断固反対するということでしたけども、やはり民間のこの景気状況は、やはり4月以前、また昨年夏以前からも景気はずっと、一昨年から悪くなっておりますので、それに準拠するのは当然であり、それでない住民の理解は得られないと考えております。遡及については、現下の状況ではやむを得ないと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、現状認識のことで部長答弁をいただきましたけれども、その原則について、やはり法の趣旨からして、改正等があって、それ以前のことについて

は、不利益になる部分の遡及をしないということが法の趣旨だと思うんですね。

今回、町の職員の給与改正につきましても、条例できちんと定められている改正でありますので、やはり法の趣旨からすると、原則は守って、そのことについても改定をしていかなければ矛盾が生じてくるのではないかというふうにも考えますし、あと、お隣の三郷町なんかの実施状況を聞きますと、さかのぼっての減給はせずに昇級を先送りして実施をされているという、そういう考え方で対応いただくやり方もあるので、なぜそれが斑鳩町で出来ないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 三郷町は、遡及して実施すると聞いておりますけども、今、言われたんは平群町ではないかと思うんですけども、平群町につきましては、ご存じのように、課長で9%もうずっとカットしております。主幹で7%、一般職で6%のカットを以前からやっております。今回の平均で0.17%のカットはそれよりも以下でありますんで、それ以上の減額はしないようということで話し合いをされたという具合に聞いておりますんで、状況は変わってまいります。相当違います、木澤議員の認識と。そういう状況でありますんで、平群町では遡及はしなかったということであります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっと私の方の三郷町と言ったのが、事実でなかったのならば訂正をしておきたいというふうに思うんですが、やはり状況との、現状でのそうした対応ということももちろん考えなければいけません、私は原則に基づいた改定のあり方が望ましいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、木澤議員の方から色々質問や意見などがありましたので、私はそれにつきましてもっともだというふうに、私も以前から申し上げてきた問題でございますので。

先ほど、町長が、今後検討していく必要があるというふうな、時短につきましてもね、そういうふうに答えていただけたとは思いますが、自治労に加盟しております、私、調査をさせていただきましたところ、県が9月議会で実施を決めて12月から時短実施するということになりましたので、県の対応を待って実施するということも、ほかのところも結構多かったですね。それと、4月1日からその時短をスタートさせますというところがほとんどなんです。

こうなりますとね、自治労加盟している中で、斑鳩町と、それから広陵町の現業職の組合、この2つだけがめどが立たないというような現在状況になっていると、私、調べたところそういう状況なんです。そういうこともよくご認識いただきましてね、やはり人勸に準拠するのであれば、きちっと、ちゃんと、色々な面について準拠していただきたい。

それと、遡及というのは、ほんとにやってはならない問題であるということについても、私たちは最後までそういう考え方であるということについて、再度申し上げておきたいというふうに思います。これについては、先ほど町長も答弁されておりますので、私の意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

議案第40号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第40号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、人事院勧告に基づいて、町が行う改定によって、期末・勤勉手当では、職員一人当たり約5万5,000円分のカット、さらに俸給表の引き下げによって、4月から発生する分にさかのぼってこの12月の期末手当で減額調整が行われます。

こうした職員の給与にかかわる条例改正を審査する際に重要なのは、まず1点目に、町の職員組合との合意がなされているかという点です。今、先ほどの質疑でも確認いたしました。組合の方は、時間短縮もセットで実施しないなら合意出来ないと言っているにもかかわらず、今回、町の言い分だけを通そうとするその姿勢については、厳しく指摘をしておきたいと思います。

町は、職員組合の存在についてどのように考えているのか。この時間短縮については、以前から人事院勧告で実施が決まっており、さきの6月議会でも指摘をされている問題です。人事院勧告を重視し、それに基づいて条例を改正するならば、当然この部分についてもあわせて行うべきだと思います。

また、職員の賃金改定は、組合の合意を前提とすべきであり、ストライキ等の活動が認められていない公務員だからこそ人事院から勧告という形でその賃金や勤務形態が示されており、それを無視して今回の言い分だけを通すというやり方は、組合軽視と言わ

ざるを得ません。

また、お聞きをしますと、県や他の市町村でも、この時間短縮については4月1日から実施をされるところが多い、ほぼ実施をされるということですが、そうすると、実施をされている市町村の職員と比べて斑鳩町の職員だけ15分長く働くと、そういう状況が生まれます。町長は、先ほど、今後検討をしていくとおっしゃっておられますので、この部分についてもきちっとした考え方を示していただきたいと思います。

また、昨今、大企業による過密労働やサービス残業を含む使い捨て労働が大問題となっている中、それを戒めるべき行政が、職員にこうした働かせ方をするということについては、今後、問題が生じてくるのではないかと思います。そういう点からも、時短の関係について、県や他の市町村では4月1日から実施というふうになっていますので、そのことも勘案して組合と協議を行っていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、2点目として、これまでも申し上げてきましたけど、給与改定の中でも、特に減給となる場合については、不利益は遡及しないという不利益不遡及の原則に従って対処されるべきです。法律には、法的安定性を害しないため、その制定や改正が施行以前の関係にさかのぼって適用されないという不遡及の原則があります。地方公務員についても、条例で給与が定められており、法を遵守するという立場からも、不利益不遡及が原則です。

お隣の町では、さかのぼっては減給せず昇級を先延ばしするという考え方で対処されているとお聞きしています。以前から議会で指摘をしてきているにもかかわらず、斑鳩町はなぜそうされないのか、この点については理解が出来ません。

次に、3点目として、2009年の人事院勧告が賃下げサイクルを激化し不景気を悪化させているという問題です。もともと民間との給料の差をなくすという名目で行われている人事院勧告ですが、6月の夏期一時金勧告によって行われた0.2月の削減が、その後の民間の夏期一時金に波及し、国民春闘での集計では、7月17日時点で月数では公務員並みの0.2月の減となっており、逆に民間会社、中小企業のボーナス減としてはね返っています。

こうしたことから、民間が給料を下げたから公務員も引き下げる、さらには、今度は、公務員が引き下げたから民間もという悪循環が生まれており、こうした賃下げ競争が一般消費を低迷化させ、不景気を悪化させていると考えます。

また、日本自治体労働組合総連合中央執行委員会からは、財界、政府・与党、人事院により意図的につくり出された勧告であり、公務員に賃下げを強行し、賃金削減サイクルを加速させる勧告と言わざるを得ないとの厳しい批判の声が上がっています。こうした点についても注目をしていただき、今の不況をこれ以上悪化させないためにも、引き下げについては慎重であるべきだと考えます。

以上、少し長くなりましたが、町におかれましては、こうした問題点があることを認識していただき、特に労使交渉は、相手のあることですので、組合との合意を重視していただきますよう強く要望いたしまして私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議案第40号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

今日の社会経済情勢は、昨年来の世界的な金融危機を発端とし、景気の急速な後退に伴い、民間企業においても、この厳しい状況を乗り切るために、効率的な経営に向け、部門の整理や業務改善、さらにリストラや社員の採用抑制など様々な経営努力が継続的にされてきています。

このような経済情勢の中で、今回の人事院勧告においては、公務員の月例給が民間賃金を上回っており、また特別給についても、公務員の年間支給月数が民間の支給月数を上回っているとの勧告が、本年8月11日に国会及び内閣に出され、これを受けて政府は、国家公務員の給与に係る法律の一部を改正する法案を10月27日に閣議決定し、本日11月30日に参議院で関連法案が可決されました。

また、奈良県人事委員会も、人事院と同じような勧告を10月5日に行っており、県も人事委員会の勧告どおり実施することとしている状況であります。

こうした状況の中で、当町の一般職の職員の給与についても、国家公務員や県職員に準じて基本給を0.17%引き下げ、12月期の期末の勤勉手当を0.15月引き下げるものであり、また年間給与の減額調整をするという条例改正を行おうとするものであります。

なお、持ち家に係る住居手当の廃止については、県人事院の勧告等を勘案する中で廃止を見送る内容となっています。

また、先ほどの反対意見の中でありましたように、反対の理由として、町職員の労働組合との合意がなされていないということが挙げられていますが、労働組合は、給与の引き下げ等については一定の理解を示しているもので、あわせて要求している職員の勤務時間の15分短縮については、現在、終業時間が5時30分となっており、これを5時15分にするということについては、色々な住民サービス等についても、今後、色々検討をする必要があろうと考えておりますが、他の自治体の状況を見る中で検討をしていただきたいと思っております。

今回の改正については、国家公務員や県職員との給与の調整を図っているものであり、また民間企業の賃金の動向に照らし合わせ妥当な措置であるとの判断をするものであり、この条例改正については賛成するものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第40号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、日程10、議案第41号 斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第42号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第43号 塵芥収集車（プレスローダー車）購入についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４３号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４３号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１３、議案第４４号 資源物収集車（ダンプトラック車）購入についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４４号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４４号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１４、議案第４５号 平成２１年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４５号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４５号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１５、議案第４６号 平成２１年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４６号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４６号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１６、議案第４７号 平成２１年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４７号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４７号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１７、議案第４８号 平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第４８号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第４８号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１８、議案第４９号 平成２１年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第49号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、認定第10号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって認定第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第10号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の中永良孝氏の任期が、平成21年12月22日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読をさせていただきます。

同意第11号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町幸前1丁目1番44号

氏 名 中永良孝

生年月日 昭和13年5月24日

次のページに同氏の主な略歴を記載をいたしておりますけれども、朗読につきましては省略をさせていただきたいと思えます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で原案どおりご同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第11号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第11号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程21、同意第12号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第12号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 同意第12号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の太田信楨氏が体調不良によりまして辞任されましたことから、後任委員として小吉田2丁目在住の向平美氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読をいたします。

同意第12号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田2丁目16番19号

氏 名 向平美

生年月日 昭和13年1月31日

次のページに同氏の主な略歴を記載をいたしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で原案どおりご同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第12号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第12号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程22、同意第13号 斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第13号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 同意第13号 斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の太田信楨氏が体調不良によりまして辞任されましたことから、後任委員として小吉田2丁目在住の向平美氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読をいたします。

同意第13号

斑鳩町公文書開示審査会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に選任したいので、斑鳩町公

文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田2丁目16番19号

氏 名 向平美

生年月日 昭和13年1月31日

次のページに同氏の主な略歴を記載をいたしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で原案どおりご同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第13号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第13号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程23、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））と日程24、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第16号、報告第17号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））につきましてご説明を申し上げます。

平成21年7月11日、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道において草刈

り作業を町職員が行っていたところ、草刈り機のはねた小石が県道を走行していた車両の助手席後部の窓ガラスを直撃し破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月1日に示談が成立しましたことから、同日付で専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。損害の賠償額は、3万135円であります。

それでは、議案書及び専決処分書の朗読によりご説明とさせていただきます。

報告第16号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について(その1))

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成21年10月1日

斑鳩町長 小城利重

次に、裏面にございます損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町目安2丁目3番先道路において、町職員による草刈り作業中に通行車両に損傷を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 3万135円
2. 損害賠償の相手方 東京都北区西ヶ丘1-20-8-201

株式会社 ガレージサービス

代表取締役 永井正一

以上であります。

次に、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

本議案は、先ほどの報告第16号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,695万7,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成21年10月1日に示談が成立しましたことから、同日付で専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

それでは、議案書の朗読をいたします。

報告第17号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、次のページの専決処分書を朗読いたします。

斑専第14号

専決処分書

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成21年10月1日

斑鳩町長 小城利重

次に、補正予算書のご説明を申し上げます。補正予算書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入では、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入で、総合賠償補償保険金として3万1,000円を増額し4,310万6,000円とする補正であります。

次に、5ページの歳出であります。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、補償補填及び賠償金として3万1,000円を増額し3億3,257万5,000円とする補正であります。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ78億2,695万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年10月1日専決

斑鳩町長 小城利重

以上でご説明とさせていただきます。何とぞ満場一致でご了承いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

続いて、日程25、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））と日程26、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号））に

ついて)の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第18号、報告第19号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) それでは、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について(その2))並びに報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第18号でございます。議案書を先に朗読させていただきます。

報告第18号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について(その2))

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第15号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成21年10月14日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、裏面の損害賠償の額の決定についてをご覧いただきたいと思っております。まず、損害賠償の額の決定について朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町神南3丁目12番28号大道宅前道路において、斑鳩町ごみ収集車が塀に接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 8万850円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町神南3丁目12番28号
大道一

この本議案につきましてでございますが、去る6月24日、水曜日、午前8時30分ごろ、環境対策課衛生処理場清掃員の平嶋滋巳が、缶類・瓶類の収集をするために3トンドンプトラック車を運転中、神南3丁目12番28号大道一様宅前の資源物集積場で収集した後にUターンをしようとバックした際に、大道様宅の塀に収集車の右後部を接触させ損害を与えたものでございます。

このことから、この事故によります塀の修理代金といたしまして、所有者の大道一様に8万850円の損害賠償を行うことで、去る10月14日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第19号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成21年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第16号

専決処分書

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成21年10月14日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほど申しあげました事故に係ります示談が成立をいたしまして損害賠償の額が決定いたしましたことから、その損害賠償をお支払いいたしますために、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。補正予算書の4ページをご覧くださいと存じます。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入におきまして、全国自治協会町村有自動車損害共済から、自動車損害共済金の受け入れといたしまして新たに8万円1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに8万1,000円を増額補正し、損害を与えました所有者にお支払いをさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。1ページの補正予算書を朗読させていただきます。

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ78億2,703万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年10月14日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））並びに報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）の説明とさ

せていただきます。何とぞよろしくご了承いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を終わります。

続いて、日程27、選挙第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、これより選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、2名の候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。よって選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○議長（中西和夫君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、12番、辻議員、13番、里川議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いをいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(中西和夫君) 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中西和夫君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長(中西和夫君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。辻議員、里川議員の立会をお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中西和夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票1票でございます。有効投票のうち、小走善秀氏候補10票、吉田容工氏候補3票、以上のおりであります。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(中西和夫君) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ後日報告をいたします。

続いて、日程28、請願第1号 斑鳩南中学校サブグラウンドに設置のトイレの増設及びベンチ更新に関する請願書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程29、請願書の取下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願書の取下げについては、質疑、

討論を省略し、請願書の取下げを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。請願書の取下げについては、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程30、陳情第3号 携帯電話の電波基地に関する陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、審議することに決しました。

追加日程1、発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番、宮崎議員。

- 1番(宮崎和彦君) それでは、発議第5号について説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第5号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年11月30日提出

議会議員

宮崎和彦

飯高昭二

斑鳩町議会議員の報酬、期末手当の改正に当たっては、斑鳩町議会は、これまで特別職報酬等審議会の答申、また国の人事院勧告を尊重してまいりました。先般、国におい

ては、人事院勧告を受け、特別職の国家公務員の給与改定を行う法律案が閣議決定され、今、国会に提出されております。斑鳩町議会議員の期末手当について、これに準じて改正を行うものであります。

それでは、要旨の朗読をもって条例案の説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例（要旨）

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が10月27日に閣議決定されたことに伴い、この改正に準じて、当町議会議員の6月期の期末手当の支給月数を1.6月から1.45月に0.15月引き下げ、12月期の期末手当の支給月数を1.75月から1.65月に0.1月引き下げる改正を行おうとするものです。

議員皆様のご賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって発議第5号については、満場一致をもって可決いたされました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明12月1日から2日までは休会、3日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時23分 散会）